厚木市大学連携・協働協議会規程

(設置)

第1条 厚木市と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学、東京農業大学との連携、協働に関する包括協定書(平成20年6月30日締結)第3条に基づき、市と大学が、人的、知的、物的資源の交流及び活用を推進するため、厚木市大学連携・協働協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 協議会の構成員は、別表第1のとおりとする。
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長には厚木市長をもって充て、副会長は厚木市副 市長をもって充てる。

(会長の職務)

- 第3条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集するものとする。
- 2 前項の会議は、毎年1回程度開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- 3 会長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴く ことができる。

(幹事会)

- 第5条 協議会で決定した事項について、具体的に検討するため、幹事会を置き、その構成員は、別表第2のとおりとする。
- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は厚木市企画主管部長をもって充て、副幹事長は市民協働主管部長をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、議長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、厚木市企画主管課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規程は、平成20年8月20日から施行する。

附即

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

厚木市大学連携・協働協議会名簿

役 職	所 属	職名
会 長	厚木市	市長
副会長	厚木市	副市長
	神奈川工科大学	学 長
	松蔭大学	学 長
	湘北短期大学	学 長
	東京工芸大学	学 長
	東京農業大学	学 長
	厚木市	教育長

(大学名50音順)

別表第2(第5条関係)

厚木市大学連携・協働協議会幹事会名簿

役 職	所 属	職名
幹事長	厚木市	企画主管部長
副幹事長	厚木市	市民協働主管部長
	神奈川工科大学	学長が指名した者
	松蔭大学	学長が指名した者
	湘北短期大学	学長が指名した者
	東京工芸大学	学長が指名した者
	東京農業大学	学長が指名した者
	厚木市	学校教育主管部長

(大学名 50 音順)